農業ひろさき

2021年7月1日　（第185号）
（令和３年７月１日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1　前川本館3階　電話0172-40-7104

弘前市における放任園の状況と対策について

近年、高齢化や担い手不足等により園地管理が困難となり、園地が放任状態となるケースが増えております。放任園は様々な病害虫の温床となり、近隣園地に重大な被害を及ぼすため、園主自らが放任園になる前に対策を講じることが重要です。

◎弘前市における放任園の発生状況
（令和３年４月末日現在）

平成３０年１０月	１７．４ha
令和　３年　４月	４４．６ha
増加面積	２７．２ha

市農業委員会では、農地の有効活用を図る目的から、農地の貸付や売渡に係るあっせん業務を行っております。荒廃が進み遊休化した農地は、復元に多くの労力を要することから、あっせんが困難な場合がありますので、あっせんをお考えの方はお早めにご相談ください。

また、りんご課では、放任園について、園主自身で廃園することが困難な場合、園主から伐採の承諾を得て、園地の伐採等を行う地域の団体等に対して、経費の一部を補助する事業を行っております。活用を検討されている方はご相談ください。



■問い合わせ先

農地のあっせんについて	農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館３階）	☎４０－７１０４
放任園の伐採事業の申請について	りんご課（市役所前川本館３階）	☎４０－７１０５

農地利用状況調査に向けて
連携地区研修会開催

市農業委員会（成田繁則会長）は、６月に市内10か所で連携地区研修会を開催しました。連携地区研修会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区における連携などを目的に定期的に開催しています。今回は、「農地利用状況調査」を前に、農地集積推進委員会で決定した調査書と調査用地図の内容や判断する際の注意点などについて研修を行い、利用状況調査の意義や実施の方法について確認しました。



研修会の様子

農地のパトロール実施中！
ご協力を！　農地は適正に利用しましょう

７月～８月は農地の調査実施期間として、農業委員及び担当地区の農地利用最適化推進委員が、農地の利用状況を調査しています。

農地パトロールは、農地法に基づき、毎年市内すべての農地の利用状況を調査するものです。

特に今年度は、新和地区を重点地区として位置づけ、より詳しく調査を行います。

利用状況把握のため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、農地の利用促進につなげるための大切な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆調査のポイント

①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
②耕作が放棄されている農地はないか
③周辺の営農に支障を与えている農地はないか
④以前に意向調査を行った耕作放棄地の状況

調査の結果、農地の不適正な利用や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う意向調査などの対象となります。

農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足で耕作ができないなどの理由で、農地を貸したい・売りたい方は、お早目にご相談ください。

■問い合わせ先　農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４ または農業委員、農地利用最適化推進委員まで

市長の現地視察

５月17日に櫻田市長が市内の５地区（新和、岩木、相馬、清水、石川）のりんご生産者を訪ね、生育状況を視察しました。今年は、雪解けが早かった影響で平年に比べ１週間ほど生育ペースが早まっており、一部園地では降霜や病害虫による被害はあるものの、生育は順調に進んでいるそうです。櫻田市長は「引き続き栽培管理を適切に行い、農作業事故にも十分に注意してほしい。豊かな出来秋を迎えられることを期待している。」と述べられました。



市長の現地視察の様子

農薬は適正に使用しましょう！

県では、５月１日から８月31日を「農薬危害防止運動」の実施期間と定めています。農薬は正しく使うとともに、適切に管理しましょう。

①農薬は使用前に必ず農薬ラベルを確認し、使用後は記録しましょう。
②風の強い日は使用を控えるなど、農薬がドリフトしないように注意しましょう。また、住宅地や学校の周辺で散布する場合は、事前に散布日時を知らせましょう。
③水田では、農薬が河川に流出するのを防ぎましょう。
④農薬散布時は必ずマスクをして、農薬中毒などの事故を防ぎましょう。
⑤農薬事故防止のため、散布器は使用後、十分洗浄しましょう。
⑥農薬は施錠して適切に保管しましょう。



■問い合わせ先
中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室
☎３３－２９０３

弘前りんご花まつり開催

市りんご公園において、５月５日から９日まで、「弘前りんご花まつり2021」が開催されました。

今年のりんご花まつりは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた中、屋内外で多くの体験コーナーが設けられ、りんご箱へのペイントや、剪定枝を使った工作、りんごの形の紙漉き体験などが人気を集めました。

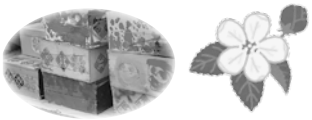
また、会期後半の土日にはりんごの花が見ごろを迎えたこともあり、多くの家族連れで賑わいました。



りんご箱のペイント



りんごの紙漉き体験



「収入保険説明会及び加入相談会」開催のお知らせ

青森県農業共済組合では、令和４年産の収入を補償対象とした農業経営収入保険の説明会及び相談会を下記日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

○開催日時・会場

開　催　日　時	会　　場
7月13日(火) 17:00～19:00	スポカルイン黒石 ２階大会議室
7月14日(水) 14:00～17:00	大鰐町役場 第一会議室
7月19日(月) 13:30～17:00	青森県農業共済組合 ひろさき支所
7月20日(火) 15:00～17:00	浪岡中央公民館 ３階会議室
7月20日(火) 17:00～19:00	平賀農村環境改善センター
7月20日(火) 15:00～17:00	藤崎町文化センター
7月21日(水) 14:00～17:00	高杉ふれあいセンター
7月21日(水) 17:00～19:00	新和地区体育文化交流センター
7月21日(水) 10:00～15:00	農村環境改善センター（弘前市大森）
7月21日(水) 15:00～17:00	中央公民館岩木館 小和室
7月26日(月) 17:00～19:00	中央公民館相馬館
7月28日(水) 17:00～19:00	東目屋ふれあいセンター
7月29日(木) 17:00～19:00	田舎館村中央公民館 会議室

◇上記以外でもひろさき支所では常時受付しております。

○対象者
農業経営（青色申告）をしている方。

○必要書類
【加入をお考えの方は、お見積りいたしますので次の書類をお持ちください】
①確定申告書Ｂ第一表
②青色申告決算書（損益計算書）
③青色申告書（収入金額の内訳）
④品目毎の作付面積と収穫量の内訳
⑤雑収入の内訳
⑥事業消費がある場合は内訳
上記書類の平成29年から令和２年までで申告した分

※２週間以内に県外へ移動歴がある方のご来場はご遠慮下さい。また、新型コロナウイルスの感染状況次第で中止となる場合もありますので電話等でご確認下さい。

■問い合わせ先
青森県農業共済組合ひろさき支所　収入保険課
☎２８－５７００

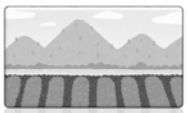
一人で作業をする時は家族に場所を伝えましょう！

耕作放棄地対策事業

市では、耕作放棄地対策として、引き続き次の補助事業の受付を行っております。耕作放棄地の再生にご活用ください。

■ 耕作放棄地再生促進事業費補助金

◆事 業 内 容　農業者や農業者が組織する団体などの担い手が行う耕作放棄地の再生作業に要する経費を補助
◆対象事業者　新たに所有権、賃借権等の移転などにより耕作放棄地を再生利用する、市内に住所を有する農業者、または農業者などが組織する団体。
◆補 助 金 額　補助対象経費の実費、もしくは定額（再生作業内容により、10㌃あたり25,000円又は50,000円）のいずれか少ない額以内の額。
◆受 付 期 間　令和４年２月28日（月）まで（予算額に達した場合、受付を終了します）
◆留 意 事 項　本事業の活用を検討される場合は、耕作放棄地を再生する前にご相談ください。



■問い合わせ先　農政課農地支援係（市役所前川本館３階）　☎４０－０６５６

多面的機能支払交付金について

農業・農村の多面的機能（農産物生産のみではなく、国土の保全や水源の涵養などの様々な働き）を維持・発揮するため、地域の共同活動を支援します。

１．多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

①農地維持支払交付金
…　農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的な保全活動、保全管理構想の作成など

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）
…　農業用施設の軽微な補修、植栽による景観形成、多面的機能の増進を図る活動など

③資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
…　農業用施設の軽微でない補修や更新など



２．多面的機能支払交付金の交付単価

（単位：円／10アール）

	①農地維持	②資源向上（共同）	③資源向上（長寿命化）
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

②と③を同時に取り組む場合は②の単価が７５％になり、また多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②の単価が５／６になります。
③で直営施工しない場合は③の単価が５／６になります。

３．支援の対象となる組織

農業者のみで構成される活動組織、または農業者及び非農業者で構成される活動組織。なお、資源向上②の交付を受ける場合は、非農業者の参加が必須となります。

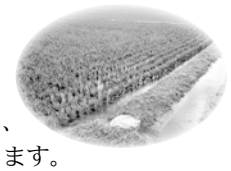
《弘前市では、令和３年３月３１日現在、33の活動組織が取り組んでいます。》

４．多面的機能支払交付金に取り組むための手順

（１）活動組織の設立
・活動の対象とする農業用施設や農地、活動に取り組みやすいまとまりを設定します。
・規約や活動計画書などを作成し、設立総会を開催して審議します。

（２）事業計画の認定
・設立総会で承認された規約や活動計画書などを市へ提出し、市から事業計画の認定を受けます。

（３）交付金の申請
・市へ交付申請書を提出します。



（４）活動の実施と記録
・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容や収支について記録します。

（５）活動の実績報告
・４月１日から３月31日までの１年間の活動記録と金銭出納簿を取りまとめ、報告書を市へ提出します。

５．その他

交付金の対象農地を転用した場合や遊休農地になった場合は、事業計画の認定を受けた年度にさかのぼって、交付金を返還することとなります。

☆　農林水産省のホームページ《多面的機能支払交付金》でも確認できます。

■問い合わせ先　農村整備課総務係（市役所前川本館３階）　☎４０－７１０３

りんご収穫体験しませんか！

今年もりんご公園で「りんご収穫体験」ができます。
食べごろに育ったりんごを、皆さんの手でもぎ取りできます。
皆さんお誘いあわせのうえ、ご来園ください。

◆期　　間　８月初旬から11月中旬頃まで
◆場　　所　りんご公園（清水富田字寺沢）
◆体験料金　有料



〔新型コロナウイルス感染症対策〕
①マスクの着用、手指の消毒をお願いします。
②発熱（37.５度以上）など体調不良のある方は参加をお控えください。
③受付時に検温を実施します。

※収穫時期、品種によって収穫数量を制限させていただく場合があります。

■問い合わせ先　りんご公園　☎３６－７４３９

複数人での農作業や休憩で事故防止を！

りんご防除機械等導入事業について

市では、弘前市内に住所を有する３戸以上の農業者で構成され、かつ、組織の運営に関する規約などがある団体（共同防除組合など）がスピードスプレヤー、貯水槽及び揚水・配水用機械器具の導入に対する補助事業を実施しております。

このたび、令和３年度事業分を追加募集するとともに、令和４年度事業の活用を希望する団体の要望調査を行いますので、下記までご連絡ください。

なお、令和３年度事業の活用を希望される場合は、令和３年産のりんごに係る果樹共済（総合方式）又は農業経営収入保険（以下「果樹共済等」といいます。）に加入していることが補助金交付の条件となります。

※令和３年産の果樹共済等に未加入の場合は、令和４年産の果樹共済等に加入する旨の確約書を提出していただきます。



◆調査締切　８月３日(火)

■問い合わせ先
りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０５

農業に伴って排出されるごみは、市で収集しません！

農業に伴って排出されるごみは、事業活動によって生じるごみ（事業系ごみ）のため、農業者が自らの責任で処理しなければなりません。

市は収集を行っていませんので、町会などが管理する家庭ごみの集積所には出さないようご注意ください。

なお、事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ適正に処理しなければいけません。

農業に伴って排出される主なごみのうち、以下のものは産業廃棄物となります。





・農業用ビニール（農ポリ、マルチ、反射シート、ブルーシートなど）
・農薬の空容器や空袋・肥料の空袋
※いずれも産業廃棄物として処分してください。

処分方法などの詳細は、お問い合わせください。

■問い合わせ先　環境課資源循環係（市役所前川新館２階）
３５－１１３０

農地流動化情報は、市のホームページからも情報提供！

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

➡ 農業・商工業・観光 ＞ 農業情報 ＞ 農地に関すること ＞ 農地流動化情報

農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツール

MAFF（マフ）アプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。

農林水産省は、農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして開発した「MAFFアプリ（マフアプリ）」（スマートフォン用アプリケーション）について、2020年５月１日より提供開始しました。

MAFFアプリを通じ、農業に役立つ政策情報等がお手元に直接届くようになるとともに、現場の声を農林水産省に直接届けていただけるようになります。

ダウンロードはこちらから（無料）

App Store からダウンロード　Google Play で手に入れよう

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

農地中間管理事業の活用を！

青森県農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）では、規模を縮小する方やリタイアする方から農地を借り入れ、担い手農家に貸し付けを行っています。

農地の出し手は、10㌃未満の自作農地を除く全ての所有農地を貸し付けした場合、一定期間貸し付けた農地の固定資産税が半減されたり、機構が一括して賃料を支払うことにより個別のやり取りが不要となるなどのメリットがあります。

また、一定の要件を満たし貸付を行った場合、10㌃当たり１.５万円（上限50万円）の機構集積協力金が交付されます。

農地の受け手は、効率的に規模を拡大できる、契約や賃料の支払いの相手方が機構のみで済むなどのメリットがあります。

農地中間管理事業の利用をご希望の方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

■問い合わせ先　農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４

広報紙「農業ひろさき」に関するお詫びと訂正

平素は農業委員会広報紙「農業ひろさき」をご愛読いただきありがとうございます。

「農業ひろさき」令和３年６月１日号につきまして、４面に掲載しました「農地流動化情報」の記事の一覧表において、一部誤りがございましたので、お詫びと訂正をさせていただきます。

【誤】　整理番号1136 新岡字中樋田100－3 他１筆
【正】　整理番号1136 新里字中樋田100－3 他１筆

■問い合わせ先　農業委員会総務係　☎４０－７１０４